

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

計画作成年度	令和 5 年度
計 画 主 体	南九州市

南九州市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 南九州市 農政課 生産流通指導係
所 在 地 南九州市顚娃町牧之内 2830 番地
電 話 番 号 0993-36-1111
F A X 番 号 0993-36-3136
メールアドレス seisan@city.minamikyushu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、ニホンザル、カラス、ヒヨドリ、カワウ、スズメ、ドバト、カモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	南九州市

※カモは、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オカガモ、ハシビロガモ、ホシバシロ、キンクロハシロ、スズガモ及びクマガモとする。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）（単位：千円，ha）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	644 千円 0.59ha
	豆類（大豆）	5 千円 0.01ha
	野菜（カボチャ等）	372 千円 0.22ha
	いも類（サツマイモ）	716 千円 0.95ha
	小 計	1,737 千円 1.76ha
タヌキ	野菜（イチゴ）	345 千円 0.01ha
	小 計	345 千円 0.01ha
アナグマ	野菜（そらまめ等）	16 千円 0.005ha
	いも類（サツマイモ）	145 千円 0.16ha
	小 計	160 千円 0.16ha
合 計		2,243 千円 1.94ha

※シカ、ノウサギ、ニホンザル、カラス、ヒヨドリ、カワウ、スズメ、ドバト、カモの被害の計上なし。

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

○イノシシ 被害は、年間を通して市内全域で発生している。特に生育期から収穫期のサツマイモ等への食害が多く、冬季には、カボチャやニンジンの食害が発生している。また、収穫前の水稻を踏み荒らすほか、畦畔や法面の掘り返しの被害も確認されている。 ○シカ 大きな被害はないが、川辺地域や潁娃地域において毎年捕獲されており、目撃も多くなっていることから、個体数が増加していると考えられ、農作物等への被害が危惧される。 ○タヌキ 年間を通して市内全域で確認されている。ハウスのビニールを破り、侵入してイチゴへの食害が発生している。
--

○アナグマ	年間を通して市内全域で個体が確認されている。生育期から収穫期のサツマイモ等への食害や春カボチャへの食害が発生している。また、茶畑内での掘り返しによる樹体の被害が発生している。
○ノウサギ	大きな被害はないが、杉苗の新芽の食害が確認された。
○ニホンザル	市内の山間部に生息しているが、行動範囲の広さから、時々住宅地へ出没することがある。大きな被害はないが、市民への危害が危惧される。
○カラス	年間を通して市内全域で個体が確認されており、野菜の食害が発生している。また、サツマイモの定植期に苗の引き抜きやマルチの破損などの被害も確認されている。
○ヒヨドリ	1月から3月にかけて、野菜や果樹に被害が発生することがあるが、漂鳥のため、年によって被害に変動がある。
○カワウ	例年3月から4月にかけて飛来し、川魚を捕食するため、放流後のアユ等への被害が発生している。
○スズメ	被害報告はないが、例年6月から11月にかけて収穫前の水稻等への被害が見られる。
○ドバト	大きな被害はないが、糞による建物への被害が発生している。
○カモ	大きな被害はないが、早期水稻の植付け後の苗の引き抜き被害が見られる。

(3) 被害の軽減目標

(単位：千円， ha)

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	1,737 千円	1.76ha	1,216 千円	1.23ha
タヌキ	345 千円	0.01ha	242 千円	0.01ha
アナグマ	160 千円	0.16ha	112 千円	0.11ha
合 計	2,243 千円	1.94ha	1,570 千円	1.35ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可による捕獲に対し、報奨金を支出 【市単独事業】 ○イノシシ、シカ 6,000円/頭 ○タヌキ、アナグマ 3,600円/頭 ○カラス 800円/羽 【国庫事業実績】 ○捕獲用機材等の導入及び箱わなの貸し出し ・令和2年度 箱わな10基（大型） ・令和3年度 箱わな10基（小型） ・令和4年度 箱わな25基（大型） ○電気止刺18本 ○狩猟免許初心者講習会受講料助成 - 令和2年度 4人 - 令和3年度 5人 - 令和4年度 4人 実施隊による広域捕獲（南九州市・南さつま市境）	有害鳥獣捕獲事業は、猟友会の協力のもと実施されているが、近年、猟友会会員の高齢化が進んでいるため、新たな狩猟者の確保・育成が課題である。 また、アナグマの被害、捕獲数が増大し、捕獲器具が不足する状況が生じている。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置 令和2年度 - 国庫 2,693m×3段＝8,079m - 市単 7,700m×3段＝23,100m 令和3年度 - 国庫 2,108m×3段＝6,324m - 市単 2,050m×2段＝4,100m 令和4年度 - 国庫 690m×3段＝2,070m - 市単 2,350m×2段＝4,700m	電気柵を設置した周辺地域に被害が発生することがある。国庫事業は3戸以上が補助対象となっているため、小規模に点在するほ場に対して電気柵の設置を進めることが出来ない。
生息環境管理その他の取組	被害地の周辺でえさ場（落下果樹など）になりそうな箇所への注意喚起の実施	被害にあったほ場管理者とは異なるため、注意喚起の徹底がなされない。

(5) 今後の取組方針

電気柵等による侵入防止対策，捕獲による個体数の調整対策，有害鳥獣を寄せ付けない対策等を複合的に実施し，効果的な対策を推進する。

- ① 有害鳥獣の侵入を防止する。
 - 補助事業を活用した集落ぐるみの電気柵の整備とともに，小規模ほ場への電気柵の設置推進
- ② 有害鳥獣の個体を減らす。
 - 有害鳥獣の捕獲，捕獲器具の計画的な整備，捕獲従事者の育成
- ③ 有害鳥獣を寄せ付けない。
 - 各種研修会等を活用した集落ぐるみの対策の啓発活動

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

南九州市猟友会を中心とした，有害鳥獣捕獲従事者により捕獲を実施
【捕獲従事者見込み数】

額娃地域（28人） 知覧地域（24人） 川辺地域（35人）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ，シカ，タヌキ， アナグマ，ノウサギ， ニホンザル，カラス， ヒヨドリ，カワウ，スズメ， ドバト，カモ	鳥獣被害防止対策協議会が主体となり，捕獲従事者の確保・育成に努めるとともに，計画的に捕獲器具を整備し，捕獲体制の強化を図る。
令和7年度		
令和8年度		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ 捕獲実績は，R2年度419頭，R3年度388頭，R4年度443頭と前回計画時より100頭以上増加している。被害額は，R2年度1,729千円，R3年度2,041千円，R4年度1,737千円と変動があるが，さらに捕獲を強化するため，捕獲計画数を700頭とする。 ○シカ 捕獲実績は，R2年度0頭，R3年度1頭，R4年度2頭の捕獲があり，近隣市での捕獲頭数が増加傾向にあることから，早期対策を図るため，捕獲計画数を20頭とする。

○タヌキ

捕獲実績は、Ｒ２年度121頭、Ｒ３年度95頭、Ｒ４年度113頭と前回計画時より２倍近く増加している。なお、被害は、限定的な場所であり、タヌキによる被害と確定できる被害は、ほとんど見られないが、引き続き捕獲を強化するため、捕獲計画数を300頭とする。

○アナグマ

捕獲実績は、Ｒ２年度642頭、Ｒ３年度368頭、Ｒ４年度483頭と高止まりしていることから、捕獲計画数を800頭とする。

○ノウサギ

近年、捕獲実績はないが、Ｒ３年度に山林の杉苗の食害被害があり、また収穫前の水稻等への被害も危惧されるため、捕獲計画数を200羽とする。

○ニホンザル

捕獲実績はないが、市街地や集落等人間の生活圏にも出没し、市民への危害も危惧されることから、捕獲計画数を５頭とする。

○カラス

捕獲実績は、Ｒ２年度110羽、Ｒ３年度45羽、Ｒ４年度58羽とほぼ横ばいであることから、捕獲計画数を200羽とする。

○ヒヨドリ

捕獲実績はないが、キャベツ、ブロッコリー、果樹の食害被害があり、年によっては大きな被害をもたらすことから、捕獲計画数を100羽とする。

○カワウ

捕獲実績は、Ｒ２年度 ２羽、Ｒ４年度13羽であり、集団飛来による川魚の捕食被害があることから、捕獲計画数を200羽とする。

○スズメ

捕獲実績はないが、収穫前の水稻等に被害が危惧されるため、捕獲計画数を300羽とする。

○ドバト

捕獲実績は、Ｒ４年度18羽であり、大豆や家畜の飼料等への被害が危惧されることや、排泄物等による生活環境の汚染の被害も見られる

ため、捕獲計画数を100羽とする。

○カモ

捕獲実績はないが、水稻の植付け後の苗の引き抜き被害が報告されており、捕獲計画数を100羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	700 頭	700 頭	700 頭
シカ	20 頭	20 頭	20 頭
タヌキ	300 頭	300 頭	300 頭
アナグマ	800 頭	800 頭	800 頭
ノウサギ	200 頭	200 頭	200 頭
ニホンザル	5 頭	5 頭	5 頭
カラス	200 羽	200 羽	200 羽
ヒヨドリ	100 羽	100 羽	100 羽
カワウ	200 羽	200 羽	200 羽
スズメ	300 羽	300 羽	300 羽
ドバト	100 羽	100 羽	100 羽
カモ	100 羽	100 羽	100 羽

捕獲等の取組内容

被害発生の都度、被害発生場所付近において重点的に捕獲を行う。ただし、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、カラスについては、年間を通して予察に基づく捕獲を平行して実施する。

イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、ニホンザル、カラス、ドバトは市内全域において、「銃器」及び「わな」で捕獲する。

ヒヨドリ、カワウ、スズメ、カモは市内全域において、「銃器」及び「網」で捕獲する。

市境においては、実施隊による広域捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ タヌキ アナグマ	電気柵 【市単】 4,500m×2段 =9,000m 【国庫】 5,000m×3段 =15,000m	電気柵 【市単】 4,500m×2段 =9,000m 【国庫】 5,000m×3段 =15,000m	電気柵 【市単】 4,500m×2段 =9,000m 【国庫】 5,000m×3段 =15,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ タヌキ アナグマ	管理組合に侵入防止柵の維持管理の徹底を周知する。また、鳥獣捕獲事業の指示地図に侵入防止柵を明記し、重点的な追払い活動を適宜依頼する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ, シカ, タヌキ, アナグマ, ノウサギ, ニホンザル, カラス, ヒヨドリ, カワウ, スズメ, ドバト, カモ	各種研修会や会議等において、地域ぐるみの鳥獣対策、作物残さや放任果樹の適正処理の周知を行い、鳥獣を寄せ付けない圃場作りを啓発する。また、引き続き電気柵等自衛策の周知・普及啓発を行う。
令和7年度		
令和8年度		

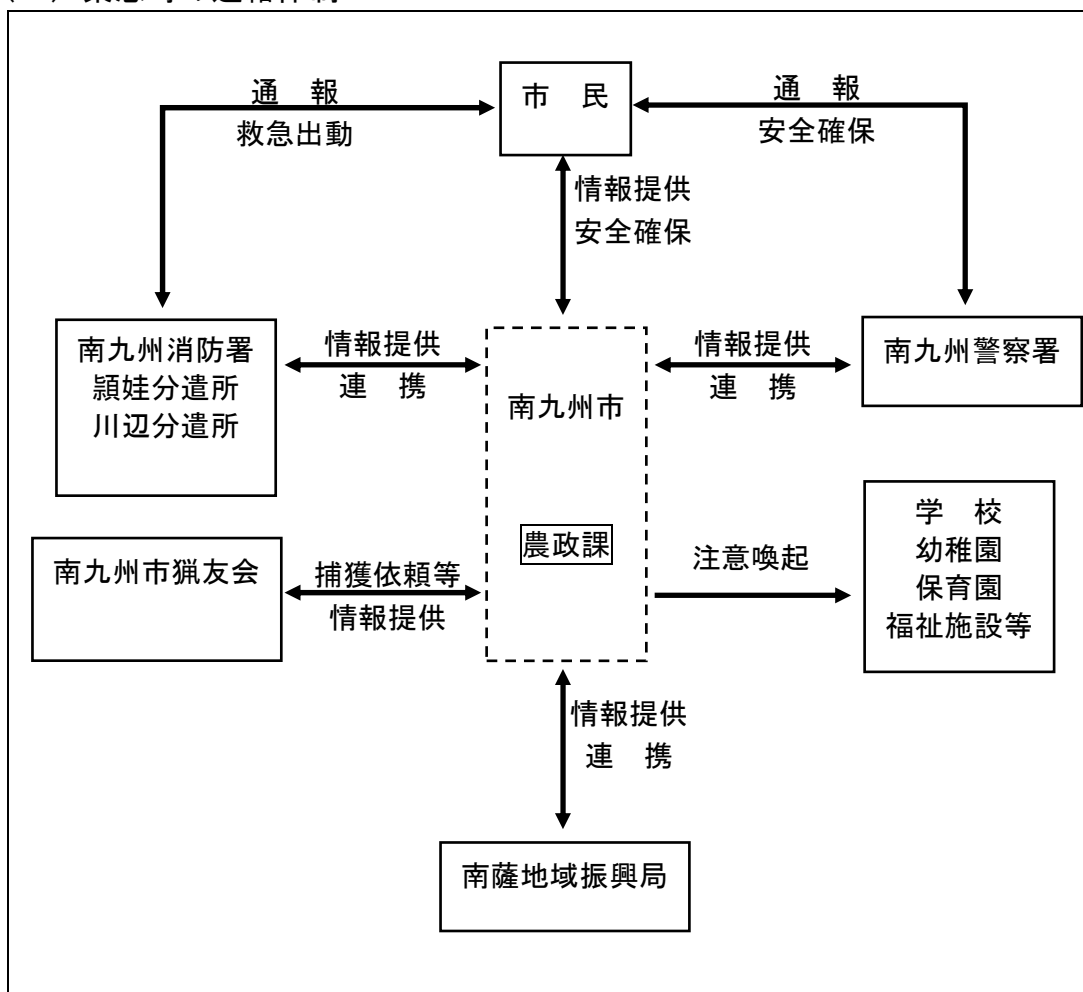
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南九州市	市民からの連絡を受け、現場に急行した者は、警察と協力し住民の安全を確保する。必要に応じて追払いを行う。 市猟友会に対し鳥獣捕獲事業指示書を発行し、有害鳥獣の捕獲及び駆除を依頼するとともに、必要に応じて行政無線等で注意喚起を行う。
南九州警察署	現場の安全の確保。必要に応じて追払いを行う。

南九州消防署	人的被害発生時に、速やかに負傷者の救助・搬送を行う。
南九州市猟友会	鳥獣捕獲事業指示書に従い、有害鳥獣の捕獲及び駆除を実施する。
南薩地域振興局	有害鳥獣関連情報の提供や、必要な連携を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカは捕獲者の裁量により、可能なものは食用として自家消費し、その他は適宜捕獲現場等で埋設処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
--------------------------------------	------

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南九州市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
南九州市	事務局を担当し、協議会に関する事務事業及び連絡調整を行う。
南九州市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
南さつま農業協同組合 いぶすき農業協同組合	地域を巡回し、営農技術指導・情報提供を行う。また、鳥獣被害防止に関する助言・指導を行う。
南九州警察署	有害鳥獣関連の情報提供、安全確保、指導助言を行う。
鹿児島森林管理署	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
かごしま森林組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。また、鳥獣被害防止に関する助言・指導を行う。
南薩地域振興局	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
九州農政局（国）	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他、必要な連携を図る。
鹿児島県	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他、必要な連携を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成25年3月19日（民間隊員設置：平成28年7月1日） 構成：市職員17人（うち狩猟免許保有者0人），民間隊員36人（うち農林漁業者14人） 活動内容 追い払い活動，捕獲，侵入防止策の設置，生息調査，被害調査

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県及び近隣市で組織する南薩地域鳥獣被害防止対策推進会議と連携し，情報交換や研修会をはじめとする関係各種会合に参加し，意識の向上及び技術の習得に努める。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成21年度（1期）	平成21年6月24日
平成24年度（2期）	平成25年3月25日
平成26年度（3期）	平成27年3月27日
平成29年度（4期）	平成30年3月28日
令和2年度（5期）	令和3年4月1日
令和5年度（6期）	令和6年4月1日